

2016年10月12日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園
東京福祉大学
事務局長 伊藤 伸一殿

交通ユニオン
執行委員長 関 常明

抗議文

これまで未定となっていた田嶋清一氏の28年度秋学期の授業について、当ユニオンからも団体交渉を申し入れてありましたが、貴校として一向に交渉を受ける姿勢を見せないまま時間が経過していました。

そんな中、10月6日に伊藤事務局長の指示により手嶋心理学部長・鶴研究科長から田嶋氏に対し「秋学期の授業は一切させない」と通告されました。

授業を担当させない理由として田嶋氏が自身のホームページに以前の訴訟内容を掲載していることを挙げているようですが、これは中島恒雄氏が提訴した田嶋氏及び当ユニオンへの損害賠償請求訴訟に対する反論過程の中で、その必要性から掲載しているものであり、決して貴学園に向けての掲載ではなく、和解条項に反するものでもありません。

にもかかわらず、和解に基づく雇用契約書に記載されている担当授業を持たせないのは、それこそが和解条項に違反するものであると考えます。

田嶋氏のホームページ内容について異議を唱えるのであれば、団体交渉の席上において主張されるべきであります。

貴校が「延期」という表現で事実上、交渉を拒否していることに当ユニオンは10月6日、群馬県労働委員会に不当労働行為救済を申し立てました。

この度の貴校の対応に強く抗議するとともに、田嶋氏との雇用契約書に基づく授業を担当させること、団体交渉に応じることを強く求めるものであります。

以上